

**令和4年度（2022年度）第1回（仮称）庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会
意見交換概要**

開催日時	令和4年（2022年）11月1日（金）19:00～20:00		
開催場所	庄内さくら学園中学校 1階多目的室	傍聴者数	0人
出席者	委員 【庄内小学校】 金森委員、井本委員、北島委員、國見委員 【野田小学校】 正岡委員、谷口委員、児島委員、藤野委員 【島田小学校】 竹本委員、中尾委員、大畠委員、小林委員 【庄内さくら学園中学校】 江原委員、増森委員、吉川委員、三間委員		
出席者	【教育委員会事務局】 岩元教育長、小野事務局長、中尾教育政策監、藤原理事、堤次長、田中学校教育課長、藤崎主幹（計画担当）、上野係長、枡井		
次第	1 意見交換 • 庄内さくら学園の開校式等について • 庄内さくら学園の通学路について • 庄内さくら学園のコミュニティ・スクールについて 2 その他		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【資料1】庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱 ○ 【資料2】庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会 委員名簿 ○ 【資料3】庄内さくら学園の開校式等について ○ 【資料4】庄内さくら学園の通学路について ○ 【資料5-1】庄内さくら学園のコミュニティ・スクールについて ○ 【資料5-2】豊中市学校運営協議会規則 		

1. 教育長挨拶

2. 出席委員紹介

3. 開校準備委員会について

事務局 (資料 1 についての説明)

4. 委員長、副委員長の選出

委員長の選出について、設置要綱に基づき、委員の互選により、北島委員が選任されました。続いて、副委員長の選出について、同要綱に基づき、北島委員長の指名により、江原委員が選任されました。

5. 意見交換

○庄内さくら学園の開校式等について

事務局 (資料 3 についての説明)

(意見なし)

○庄内さくら学園の通学路について

事務局 (資料 4 についての説明)

(意見なし)

○庄内さくら学園のコミュニティ・スクールについて

事務局 (資料 5 についての説明)

委員

- ・子ども食堂は、朝ごはんの会のことでしょうか。

事務局

- ・そうです。

委員

- ・豊中市では、第十五中学校が先行してコミュニティ・スクールに取り組まれているが、何か課題があれば、庄内さくら学園での実施にあたり参考にしたいです。

事務局

- ・昨年度からモデル校で実施をしたが、課題としてはコロナ禍で地域活動がとまってしまい、地域の方が学校に来られておらず、学校の状況が把握できていません。with コロナのコミュニティ・スクールをどのように作り上げていくか検討している段階です。また、地域ごとに課題は様々なので、地域ごとにどのように解決していくかを考える必要があります。

委員

- ・コミュニティ・スクールの人材はどのように確保していくのでしょうか。

事務局

- ・一人でも多くの方に関わっていただきたい一方で、学校に不特定多数の方が入る危険性もあるため、既に関わっていただいている方々からお声かけをしたいと考えています。今年度から庄内さくら学園応援団の募集を開始したいと考えています。

委員

- ・開校準備委員会の委員も固定化されているので、地域に人材は埋もれていますので、人材の掘り起こしをお願いします。

事務局

- ・一人でも多くの方に関わっていただきたい一方で、学校に不特定多数の方が入る危険性もあるため、既に関わっていただいている方々からお声かけをしたいと考えています。今年度から庄内さくら学園応援団の募集を開始したいと考えています。

委員

- ・開校準備委員会の委員も固定化されているので、地域に人材は埋もれていますので、人材の掘り起こしをお願いします。

事務局

- ・地域には、いろんなことができると思います。週に1回でも、月に1回でも関われるような関りしろをつくって、地域の皆さんに案内をしていきます。

委員

- ・コミュニティ・スクールは、予算はあるのでしょうか。必要な備品の購入はどうすればいいのでしょうか。

事務局

- ・ボランティアでのお願いになることが多いですが、ご参加いただいた方には、参加してよかったですと思えるような仕組みは考えます。必要な備品があれば、隨時ご相談ください。

委員

- ・組織団の学習支援部会のGTとはなんでしょうか。

事務局

- ・ゲストティチャーです。

委員

- ・地域とともにある学校、地域に貢献できる大人を育てる記載されています。自主防災活動の観点として、日中は働いている方も多いので、児童・生徒に協力をしていただきたいと考えています。訓練から参加いただけないでしょうか。

事務局

- ・相談します。

委員

- ・通常ですと、車が通らない細い道を安全と考えるかもしれません、災害時は危険になるかもしれません。災害時の通学路をどうするかも検討いただきたいです。

事務局

- ・災害時の高齢者の避難で考えている道などを、また学校と共有できればと思います。

委員

- ・学校と地域が連携したコミュニティ・スクールは良い取り組みではありますが、諸団体が組織と成り立たない状況がきています。これまで学校として地域の諸団体や既に関わっていた方にお願いをしてきました。しかし、コロナ禍で地域の方と接点を持つことができていません。新しい学校を気にゼロベースではありませんが、もう一度地域との関りを問い合わせください。

事務局

- ・庄内さくら学園は、庄内・野田・島田小学校区の3つが一つになります。学校が3小学校区をつなぐ役割があると考えています。これまでの地域団体、既に関わってくれている皆さんに協力をいただきながら、新たな人材発掘にも取り組みます。

委員

- ・新しい学校に対する想いが計画係以外から感じません。庄内さくら学園の指針になるのは、校長先生だと思います。校長先生がしっかりと地域に連携したいことを伝えていかないと、ここでいくら議論してもそれが生じてはいけません。人事のことを話すのは難しいとは思いますが、庄内さくら学園の校長と開校準備委員会の委員が議論をすることが重要です。

事務局

- ・人事についてはお伝えすることはできませんが、これまでの議論・経過を知っている方を校長に任命していきたいと考えています。ここでの議論が無駄になることがないようにします。

委員

- ・庄内さくら学園で多彩な活動がされると活動場所も必要となることから、隣の庄内コラボとの連携が重要です。南部コラボは、市有施設の雑居ビルのようなイメージですが、庄内コラボと学校がしっかりと連携できるような関係をつくっていただきたいです。

事務局

- ・教職員の皆さまからも、どのような連携が庄内コラボとできるのか期待をされています。学校と地域がしっかりと連携ができるように進めていきます。

6. その他**委員長**

- ・次回以降の予定や連絡など事務局から説明いただきたい。

事務局

- ・次回の開校準備委員会は、日程が決まり次第、ご連絡させていただく。

(以上)

令和4年（2022年）11月1日（火）
庄内さくら学園中学校多目的室
19時～20時30分

令和4年度（2022年度）第1回庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会

次 第

- 1 教育長挨拶
- 2 出席委員紹介
- 3 開校準備委員会について
- 4 委員長、副委員長の選出
- 5 意見交換
 - ・庄内さくら学園の開校式等について
 - ・庄内さくら学園の通学路について
 - ・庄内さくら学園のコミュニティ・スクールについて
- 6 その他

配付資料

- 【資料1】庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱
- 【資料2】庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会 委員名簿
- 【資料3】庄内さくら学園の開校式等について
- 【資料4】庄内さくら学園の通学路について
- 【資料5-1】庄内さくら学園のコミュニティ・スクールについて
- 【資料5-2】豊中市学校運営協議会規則

庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画（平成29年（2017年）8月22日策定）に基づく学校再編の対象となる小・中学校の関係者等が連携・協力し、新たな学校の開校に向けた諸課題について意見交換を行い、もって当該開校の円滑な準備に資するため、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(準備委員会)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 校名、校歌、校章、校旗、標準服等に関すること。
- (2) 登下校の安全に関すること。
- (3) 施設に関すること。
- (4) 式典行事等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庄内さくら学園の開校について教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 準備委員会は、委員50人以内で構成する。

- 2 準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから毎年度教育委員会が指名し、又は依頼する。
 - (1) 庄内小学校、野田小学校、島田小学校及び庄内さくら学園中学校の校長
 - (2) 前号に掲げる学校の校長が推薦する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
- 3 準備委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、準備委員会を主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見等を聞くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。
- 4 会議の傍聴及び会議録について必要な事項は、豊中市教育長（以下「教育長」という。）

が別に定める。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、委員長が会議に諮つて定める。

(事務局)

第5条 準備委員会の事務局を、豊中市教育委員会事務局学校教育課に置く。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年（2018年）4月25日から実施する。
- 2 この要綱の実施後最初に招集される準備委員会その他委員長の職務を行う者がない場合における準備委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員長の職務は、豊中市教育委員会事務局教育政策監が行う。
- 3 この要綱は、庄内さくら学園が開校した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）6月10日から実施する。

令和4年度(2022年度)

【資料2】

庄内さくら学園の開校に向けた準備委員会 委員名簿

学校区	名前	学校区	名前
庄内小学校	○金森 昭憲	庄内さくら学園中	○江原 達也
	北島 孝昭		増森 兆
	井本 博一		吉川 力
	國見 将司		三間 隆之
野田小学校	○正岡 由佳	(敬称略)	
	谷口 富男		
	児島 政俊		
	藤野 陽子		
島田小学校	○竹本 和哉	令和4年(2022年)11月1日現在	
	中尾 好宣	○は学校長	
	小林 亜紀子		
	大畠 佐智子		

開校式・始業式・入学式について

◆開校式について

(1) 式典について

日時：4月12日（水）10：00～10：40
会場：庄内さくら学園大アリーナ
参加：新2年～9年の児童生徒
主催者＝市長・教育長をはじめ教育委員会・学校関係者
来賓＝議長・副議長・地域関係者・PTA役員等

(2) 式典のもち方（案）について

- ・市長あいさつ（開校宣言）
- ・教育長あいさつ
- ・議長あいさつ
- ・地域関係者からのあいさつ
- ・校旗授与（教育長⇒校長）
- ・校長あいさつ
- ・児童生徒会より決意の言葉
- ・校歌披露

◆始業式について

(1) 開校式終了後に始業式を行う

日時：4月12日（水）開校式終了後（10：55頃）
会場：庄内さくら学園大アリーナ
*開校式終了後、来賓等関係者が退場引き続き始業式を実施

(2) 始業式のもち方（案）について

- ・校長からあいさつ
- ・教職員の紹介

◆入学式について

(1) 入学式について

日時：4月13日（木）10：00～

会場：庄内さくら学園大アリーナ

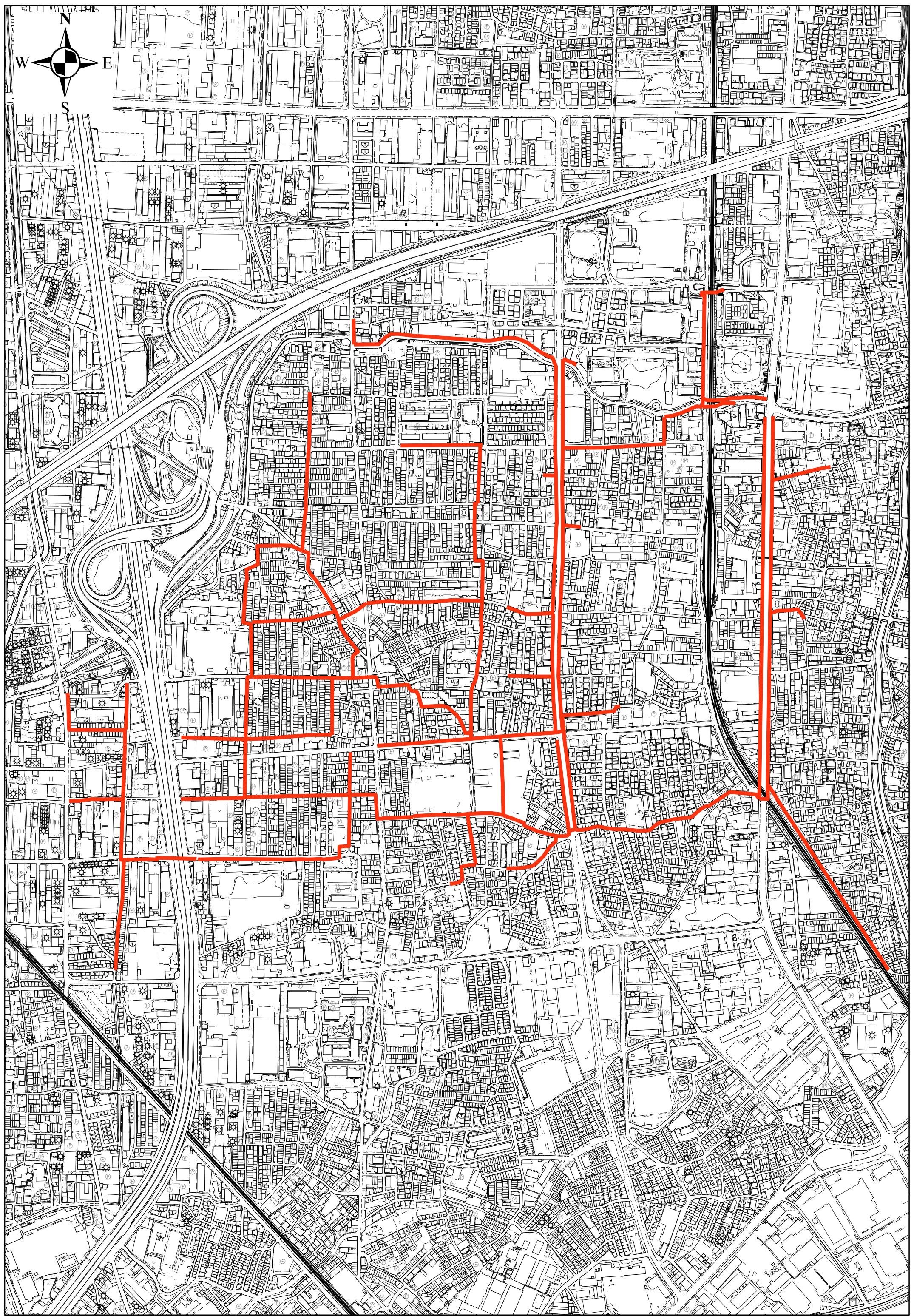
参加：新1年の児童及び保護者

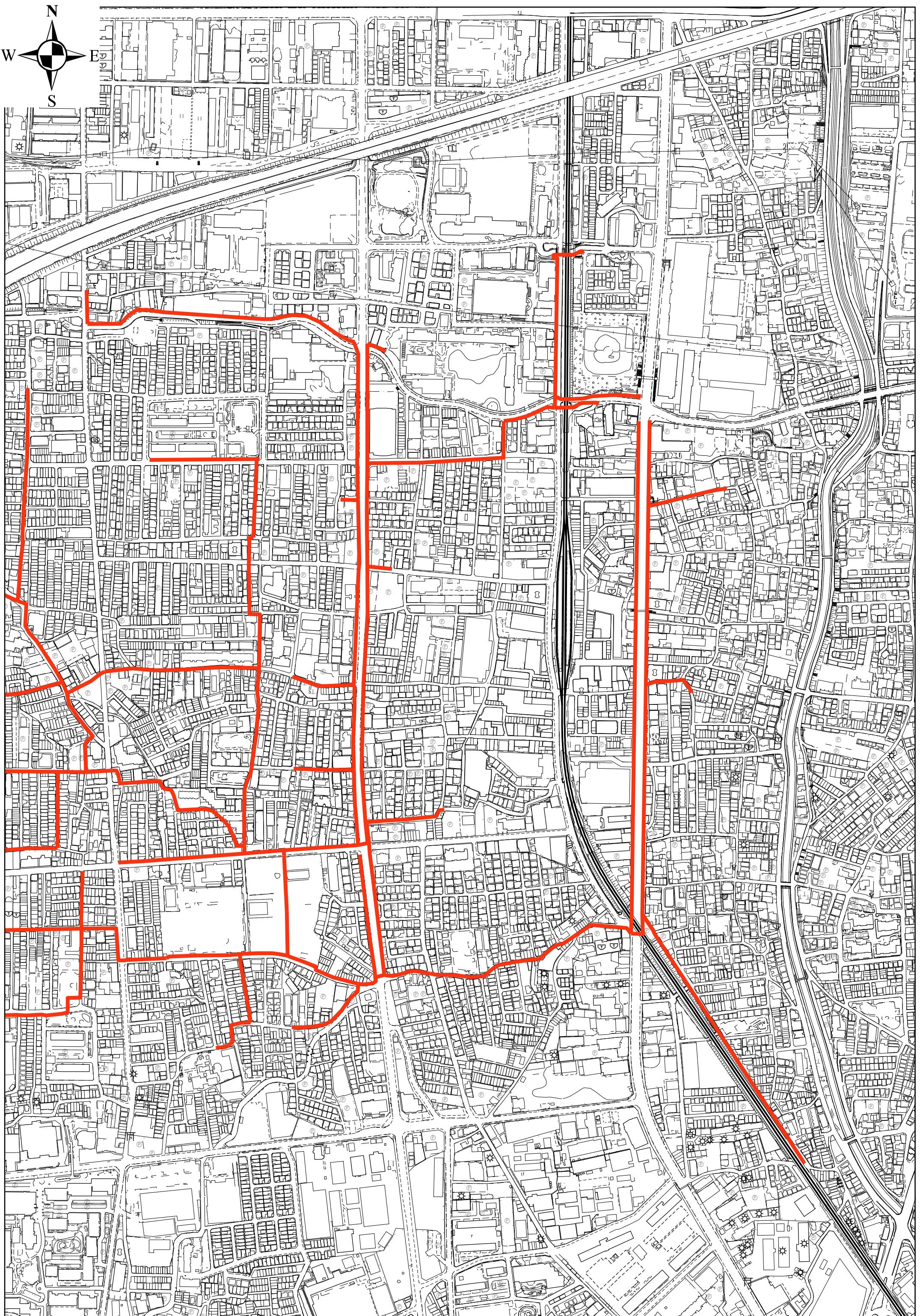
児童生徒会執行部及び合唱隊のメンバー

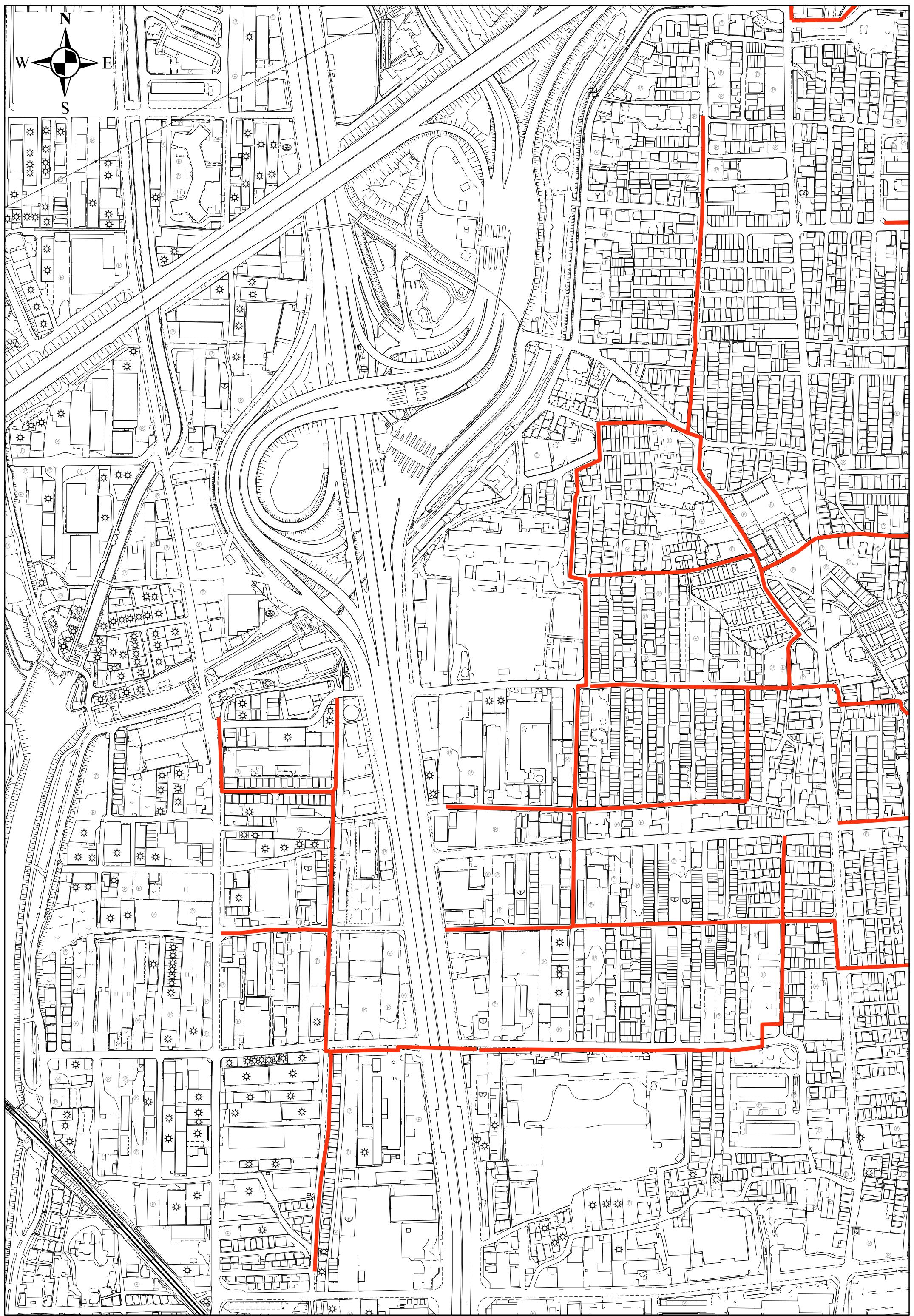
新4年生の児童（第1ステージのリーダーとして1年生を迎える）

(2) 入学式の持ち方（案）について

- ・開会のことば
- ・国歌齊唱
- ・校長のことば
- ・児童生徒会歓迎のことば
- ・校歌披露（合唱隊）
- ・学年団（担任等）の紹介
- ・歓迎演奏（吹奏楽）







庄内さくら学園 コミュニティスクール構想

1 はじめに～設立に向けて～

庄内地区の小中学校は、地域の諸団体（健全育成会、校区社協、公民分館、自治会、見守り隊、老人会など）に様々な形で支えられてきた長い豊かな歴史があります。このたび、庄内さくら学園の開校にあたって従来の関係機関とのつながりを継承しつつ、さらに子どもたちの日々の授業や行事、体験学習などに地域の方が直接的に関わることのできる「きっかけ」として、コミュニティスクールを導入することとしました。

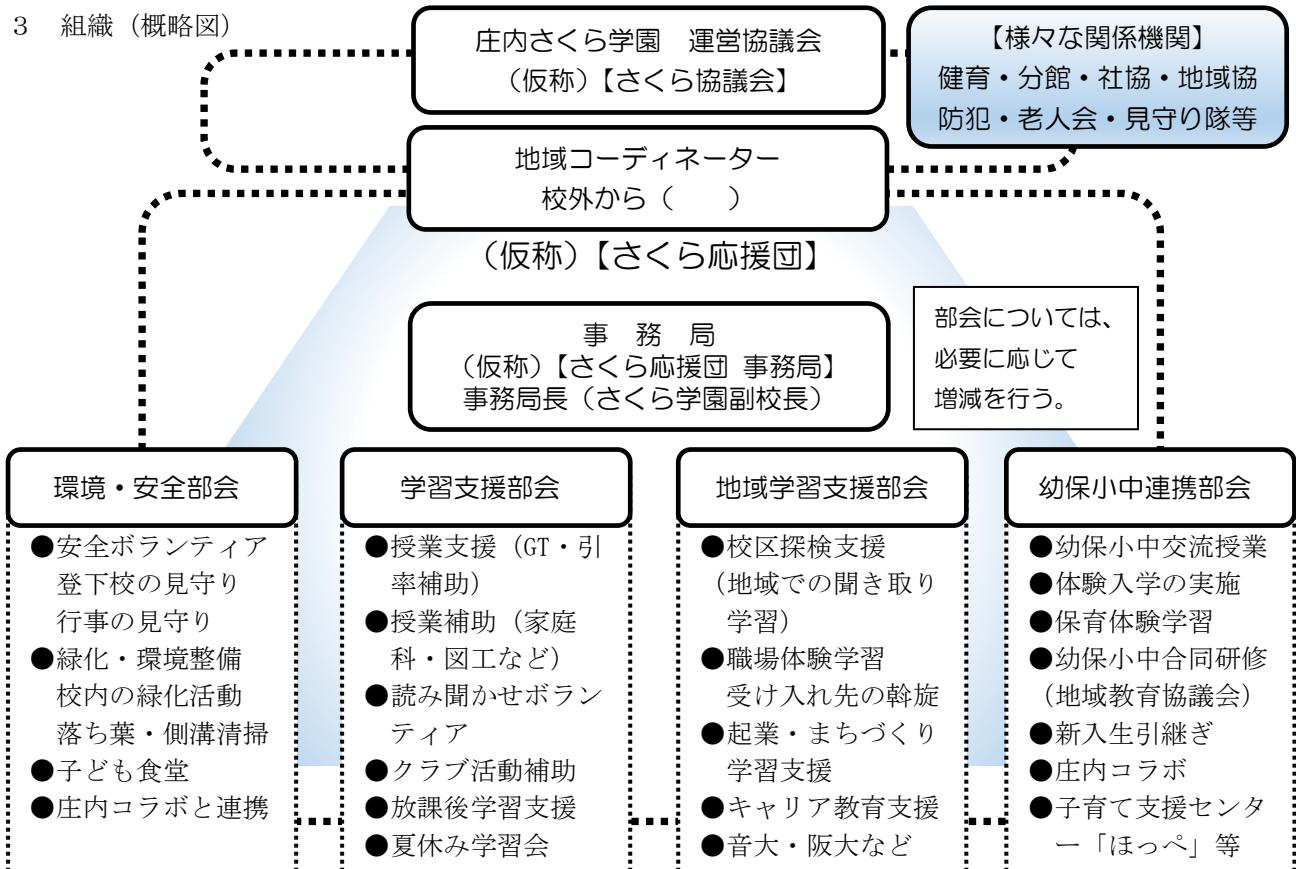
多様な人との出会いや温かいつながりは、子どもたちに、社会に生きる人として生きるモデルに出会い、自らの未来を拓く学びへの意欲を培ってくれるはずです。様々な出会いとつながりの経験を9年間にわたりシャワーのように積み重ねることで、身近な地域を深く知り、そこで働き、暮らす人々との交流から地域の人々が温もりのある「まち」やコミュニティをどのように支え合い、創り出しているのかも学ぶことができます。庄内地域の「よさ」に気づくことから、自らの「自己肯定感」だけでなく「地域肯定感」というべき、地域のぬくもり・愛着・誇り、さらには地域社会の一員としての自覚を持って欲しいと願っています。

コミュニティスクールの取り組みを始めるにあたり、私たちは、可能な限り、地域や校外の様々な人々の力を借り、地域をフィールドとした活動や、地域の教育資源を活用した教育活動を展開したいと考えています。そして、そのことは、地域にとっても、庄内さくら学園が「地域とともにある学校」から近い将来には「地域に貢献できる大人を育てる」学校となることをめざしたいと思います。

2 庄内さくら学園コミュニティスクールの目標

- 「自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる子どもを育てる」という教育目標の実現にむけて、可能な限り「地域に開かれ、地域に支えられる教育課程」を企画・実践する。
- 子どもたちが、多様な学習活動の中で、庄内地区の歴史・文化・自然といった地域の教育資源や多様な人の出会い、自らの地域コミュニティに愛着と誇りを持つ。
- 地域の人々が、子どもたちの学びや育ちに主体的に関わることを通して、お互いを知り合い、ともによりよい地域コミュニティのありかたについて語り合い、つながる場をつくる。

3 組織（概略図）



4 各会議の役割と内容

	役割・活動内容	構成メンバー
(運営協議会) さくら協議会	会議：年間3回程度（5月・10月・2月） 内容： ① 学園運営方針の承認と評価（教育課程・学校運営計画・学校評価・施設管理と整備など） ② 保護者及び地域の理解・協力・参加を促進するための工夫・支援について検討 ③ 年間の振返りと次年度への確認事項 など （＊学校評議員会と兼ねた組織としたい） （＊メンバーは10名以内）	初年度は、旧開校準備委員会メンバーを中心に選考する
地域CO コーディネーター	主に地域側の代表者として連絡調整 校長が選任し、市教委が委嘱する	事務局メンバーから選出を原則とし、任期は単年度
(事務局長)	位置づけ：地域COと連携する学園側の窓口 内容： ① 連絡調整（さくら協議会・さくら応援団他） ② 年間計画案の作成 ③ 会議運営（さくら協議会・さくら応援団他） ④ 地域からの問合せ窓口・連絡調整・広報	庄内さくら学園 副校長が担当
(事務局会) さくら応援団 事務局会	会議：年間3～4回程度開催 内容： ① 今年度の年間重点項目の検討 ② さくら学園からの報告 ③ 各部会の活動や計画の交流 ④ 子どもたちについての情報交換 ⑤ 新規事業の計画検討 など	さくら学園 校長・副校長 地域コーディネーター さくら学園教員（各部2名程度） 各部から部長・副部長 学識経験者
(部会)	会議：年間3～4回程度開催 内容： ① 活動計画の検討と確認 ② 活動の振返りと次年度の申し送り 等 ＊必要に応じて部会の新設も視野に入れる	各部につき 部長(1) 副部長(1-2) 部員（登録会員） さくら学園教員（2名程度）
(総会)	会議：年間1回（年度初め） 内容： ① コミュニティスクール組織の確認 ② 学校運営方針・教育目標の確認 ③ 年間活動計画の紹介 ④ 前年度の活動報告	さくら学園 校長・副校長 地域コーディネーター さくら学園教員（各部2名程度） 登録会員 ？学識経験者

○豊中市学校運営協議会規則

令和 3 年 1 月 19 日
教育委員会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2 以上の学校について 1 の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域の住民に意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第 4 条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の校長が第2条の目的を達成するために必要があると認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して別に定める事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、特定の職員の採用その他の任用に関する事項はこの限りではない。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に定める者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織等)

第8条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が適当であると認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聞くものとする。

4 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、会議を招集し、議事を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第12条 協議会は、会長が開催日前に議事を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、必要に応じて委員に対して、協議会の役割及び責任等につい

て、正しい理解を得るため、研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第16条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(2) 第9条に規定する義務に反したとき。

(3) その他解嘱又は解任に相当する事由があると認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならぬ。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される協議会その他会長の職務を行う者がない場合における協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、豊中市教育長が行う。